

有機中央会特別栽培農産物の認証システム

(農林水産省新ガイドライン対応)

特定非営利活動法人日本有機農業生産団体中央会

2001年1月総会確認

2001年5月27日生産委員会にて一部改定

2002年5月18日理事会において一部改定

2003年5月19日生産・組織合同委員会で承認

2004年4月1日より適用

2006年1月総会にて4.3項を改訂

A, 生産の方法についての基準

1、基本スタンス

1. 1 農林水産省の特別栽培農産物のガイドラインを骨格とし、以下(3-5)の付帯条件をつける。
1. 2 特別栽培農産物を慣行農業から有機農業への転換過程として位置づける。ただし、果樹あるいは地域の気候条件などにより、いわゆるJAS規格の有機農産物にはならない特別栽培農産物があることに配慮する。

2、認証の対象となる栽培方法

2. 1 農林水産省の特別栽培農産物の新ガイドライン第2条に定める生産の原則を踏まえた生産方法の農産物であること。
2. 2 農薬取締法を遵守した生産であること。
2. 3 本基準第4項及び5項の付加条件を満たす生産であること。

3、特別栽培農産物の基準

3. 1 農林水産省の特別栽培農産物新ガイドラインに準じる。
3. 2 4項及び5項に定める条件を満たすこと。
3. 3 特別栽培農産物は、それ以外の農産物と混合されてはならない。

4、農薬の使用についての基準

4. 1 農薬取締法の定める生産者の遵守義務を守ること。
4. 2 土壌消毒剤の使用は認めない。太陽熱、蒸気による殺菌または天然資材の利用は認める。
4. 3 除草剤の使用がやむをえない場合については、節度をもって抑制した使用を心がけること。草生栽培、対抗植物の利用、紙マルチ、米糠除草、あいがもの利用、機会除草など工夫し、耕種的、物理的、生物的方法等により、除草剤に頼

らない雑草対策を実践し、最小限の使用にとどめることが望ましい。使用した場合は記録を残すこと。また、使用した場合は使用回数のカウントの対象となる。

4. 4 使用制限農薬を設ける。別表「使用を再検討すべき農薬」

5、下記のような場合、その程度に応じて認定の対象から除外する

5. 1 化学合成農薬の飛散が、明らかに有意な影響を与えていると認められる場合には、認定の表示をする農産物から除外すること。有意な影響とは、果樹園などで枝などが交差し双方から直接散布すると同程度の飛散がある場合などを指す。
5. 2 化学合成肥料の飛散、流入が、明らかに有意な影響を与えていると認められる場合には、認定の表示をする農産物から除外すること。有意な影響とは、圃場の境界がなく、隣接地の化学肥料が目視できる状態で飛散し、生育に影響を与える程度である場合を指す。

B、生産を管理運営する組織もしくは個人の生産の管理運営についての基準

I、自分の生産の基準をもっている

- 1、自らの栽培に対する生産基準をもっていること。
- 2、自主的生産の基準は、有機中央会が定める生産基準（特別栽培農産物のガイドライン）の範囲内で設定されていること。
- 3、生産の基準には、以下の内容が含まれていること。
 - ① 生産についての基本的考え方。
 - ② 生産圃場、作業施設の基準。
 - ③ 種子についての基準。
 - ④ 育苗についての基準。
 - ⑤ 肥培管理の基準（当地の慣行を把握した上で作物別、栽培時期別などに具体的に定めること。使用可能と考える資材をリスト化し毎年更新する）。
 - ⑥ 農薬の使用についての基準（当地の慣行を把握した上で作物別、栽培時期別などに具体的に定めること。使用可能と考える農薬をリスト化し毎年更新する）。
 - ⑦ 収穫後の区分管理。

- ⑧ 出荷する生産物の表示の内容。
- ⑨ 農業生産の環境負荷を軽減する取り組み。

4、記録の定め。

- ① 生産の記録。
- ② 出荷の記録。
- ③ 確認の記録。

記録の要件として、生産物の購入者から何月何日に購入した〇〇と指定された時、その作物の栽培内容を提示できるように整備されていること。

5、確認責任者による確認の方法

確認責任者が確認する方法について定めておくこと。

Ⅱ、栽培責任者による指導がおこなわれている

- ① 栽培責任者が、基準にしたがって生産を行うために必要な指導を行うこと。
- ② もしくは、自らが栽培責任者として必要な知識を身につけていること。

Ⅲ、確認責任者による確認と表示の許可など確認責任者による適切な確認が行われている

確認責任者が、収穫直前もしくは出荷直前に以下の内容を確認し、特別栽培農産物として出荷について可否を決める。確認責任者が許可したものだけが、特別栽培農産物として出荷できる。確認責任者は、作物の栽培期間中に最低一回は実地の確認を行う。

確認責任者が出荷もしくは収穫直前に行う確認は、以下の通り。

- ① 生産の内容が基準に適合したものであったか。
- ② 出荷数量（収穫前の段階では収穫見込み）
- ③ 予定している表示（名称、原産地表示、栽培区分、認定マーク・認定番号の表記、栽培責任者、確認責任者、その他減農薬割合などの表記）が適切であるか。

確認責任者は、確認を終了したら結果を認定機関に報告する。

Ⅳ、出荷実績を報告する

出荷が終了したら、栽培責任者は確認責任者を通じて出荷実績を認定機関に報告する。

Ⅴ、栽培責任者および確認責任者の資格

栽培責任者：有機農業（広義の意味。土作りを中心とした農業に取り組みはじめて）の生産もしくは生産の指導の経験が5年以上であって、有機中央会が指定する栽培

培責任者養成課程を受講・修了していること。

確認責任者：農作物の生産に対する指導もしくは調査、栽培管理についての確認などの経験が5年以上あって、有機中央会が指定する確認責任者養成課程を受講・修了していること。もしくは、認定機関に登録された検査員であること。

C、有機中央会による検査・認証の方法

審査内容

- 1、定めている自主基準は、生産の方法についての基準が有機中央会が定める生産基準（特別栽培農産物の新ガイドライン）の範囲にあるか。
- 2、生産、記録、確認、表示が適切におこなわれる組織ができているか。自主基準で定めた生産基準にしたがった生産を行う組織体制が整備されているか。
- 3、生産の施設（圃場、作業施設）が基準を満たす状態に整備されているか。
- 4、生産及び出荷の記録は、正しく記帳されているか。
- 5、適切な表示を行う準備ができているか。

審査の方法

- 1、書類審査と実地検査で審査を行う。
- 2、認定は、毎年更新するものとする。
- 3、検査は検査員が行う。
- 4、判定は、認証委員会が行う。
- 5、ただし、2年目以降の実地検査について、実地検査を省略できる基準を満たした認定者については、隔年等にすることができる。この場合、実地検査が省略できた年は書類審査のみとなる。（省略できる基準は別途）

罰則

特別栽培農産物認定業務規程による

<参考>有機中央会特別栽培認定業務規程第12違反について処置

12、違反に対する処置

（調査）

第41条 本会は、本会が必要と認めた時、申請者に対し随時の立ち入り調査を行う。

- 2 この場合の費用は、申請者が負担するものとする。

(化学的検査)

第42条 本会は、調査の結果、化学的検査が必要と認められるときは、必要な検査を行う。

2 この場合の費用は、申請者が負担するものとする。

(認定の取り消し及び違反の公表)

第43条 調査の結果、軽微な違反が認められたときには改善指摘を行う。

2 調査の結果、故意の表示違反、故意の隠蔽など重大な違反が認められた場合は、認定の取り消しを行う。

3 調査の結果、悪意が認められたり取り消し等にあっても虚偽の表示を継続する場合、認定の取り消し及び違反の事実を公表する。公表は、本会機関紙への掲載、本会ホームページへの掲載、本会全国組織への回状の送付、関係諸機関への連絡などにより行う。

4 本会の指摘にもかかわらず改善が行われない場合、農林水産消費技術センター及び関係都道府県とも連絡をとり、改善を行う。

(名誉毀損等の損害賠償)

第44条 申請者が不正行為により本会の名誉を著しく傷つけた場合、損害賠償を求める。

2 日本有機農業生産団体中央会及び有機中央会など名称を無断で使用した場合、登録商標の無断使用として訴追する。

以上